

# 任意継続組合員に係る申出手続き等について

地方公務員等共済組合法第 144 条の 2 の規定に基づき退職の日の前日まで引き続き 1 年以上（組合員期間にして 1 年と 1 日以上）組合員であった方に退職後も引き続き共済組合の短期給付等が適用される任意継続組合員制度につきましては、申出及び保険料の払込み等の手続きを退職の日から起算して 20 日を経過する日までに行うこととされております。

このことから、本来の手続きでは退職の際に組合員証及び組合員被扶養者証等を所属所を経由して返納のうえ、保険料の払込みをしていただくことにより任意継続組合員としての「資格情報通知書」、健康保険証利用登録されたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）を有していない方には「資格確認書」及び「高齢受給者証」（以下「資格情報通知書等」という。）を発行しておりますが、年度末に伴い組合員及び被扶養者の更なる利便に供することを目的として、年度内（退職前）に任意継続組合員となる諸手続きを行うことができるよう下記のとおり取扱いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

## 記

### 1. 申込方法等について

#### (1) 年度末退職者で年度内に手続きを希望される場合

所属所を経由して、次のとおり期日内に手続きを行っていただくことにより、令和 7 年 4 月 1 日から任意継続組合員としての資格が継続することができます。

#### ～ 手続きの際のお願い ～ 《再就職予定・家族の扶養に加入を予定している方へ》

任意継続組合員の資格取得について、年度内でなくても下記(2)の方法により、退職後 20 日以内であれば手続きを行えます。

健康保険の重複加入を防ぐためにも、4 月 1 日以降の状況が未確定（再就職の可能性のある場合や、家族の扶養となる可能性がある場合等）の方については、必ず下記(2)の手続きで申出を行ってください。

また、掛金納入後の資格取得の取り下げの場合は掛金の還付までに時間を要しますので、年度内に手続きを希望される際には、くれぐれも慎重に判断していただきますようお願いいたします。

#### ① 「任意継続組合員資格取得申出書」（別添。以下「申出書」という。）の提出について

手続きを行う場合、提出期日までに「申出書」（当組合のホームページよりダウンロードすることができます）をご提出いただきます。

記入の際には「掛金の払込方法」を記載いただきますが、掛金の額・振込方法等の詳細については「2. 保険料の取り扱いについて」及び別添「～大切なお知らせ～」をご確認ください。

提出先：お勤めの所属所の「共済組合事務担当課」

提出期日：お勤めの所属所が「指定する日」

（なお、所属所から当組合への提出期限は、令和 7 年 3 月 3 日（月）必着となります。）

## ②「任意継続掛金の払込通知」の送付について

①の期日までに申請をされた方について、申出者ごとの「振込依頼書」を所属所宛に送付いたします。

「振込依頼書」が配付されますので、以下の期日までに振込を行ってください。

また、期日までに払込みがなされない方は、退職日までに「資格情報通知書等」が交付できませんので、ご注意ください。

**振込期日：令和7年3月21日（金）**

## ③「資格情報通知書等」の交付について

②の期日までに払込手続きが完了された方の「資格情報通知書等」を「お勤めの所属所」あて、令和7年3月26日（水）に送付する予定です。

共済組合事務担当課において、現在お持ちの「組合員証」、「組合員被扶養者証」または「資格確認書（組合員及び被扶養者分）」及び「高齢受給者証」と交換によって交付することとなりますので、**交付を受ける際は必ず「組合員証」等を全て返却してください。**

なお、紛失されてしまった場合は「始末書（当組合のホームページよりダウンロードすることができます）」をご記入いただき、これに代えてください。

おって、「申出書」の「資格確認書要否」欄に☑が付された場合であっても、マイナ保険証をお持ちであることが当組合で確認できた方には「資格確認書」は交付できないこととされておりますのでご承知おきください。

## (2) 年度末退職者で上記(1)の例によらず、退職日以後に手続きをする場合

### ① 現在お持ちの「組合員証」等の回収について

「組合員証」、「組合員被扶養者証」または「資格確認書（組合員及び被扶養者分）」及び「高齢受給者証」は、**退職時に、所属所に必ず返却してください。**

全ての「組合員証」等が回収できていない場合、「資格情報通知書等」の発行ができませんので十分ご注意ください。

### ②「任意継続組合員資格取得申出書」の提出について

以下の提出期限までに、直接、退職者から本組合宛てに「申出書」を提出（郵送等）していただきます。

なお、提出期日を過ぎた場合は任意継続組合員となることができなくなりますのでご注意ください。

**提出期日：令和7年4月18日（金）必着**

### ③「任意継続掛金の払込通知」の送付について

②の提出が確認でき次第、順次、「振込依頼書」を本組合から申出者の住所宛て送付いたします。以下の期日までに振込を行ってください。

**掛金の振込期日：「振込依頼書」に記載された納付期限**

#### ④「資格情報通知書等」の送付について

初回の掛金の振込みが確認できましたら、順次、「資格情報通知書等」を任意継続組合員の住所宛て送付いたします。

なお、上記(1)③と同様に「申出書」の「資格確認書要否」欄に☑が付された場合であっても「資格確認書」は交付できない場合がありますのでご承知おきください。

## 2. 保険料の取り扱いについて

保険料には、医療に係る短期保険料と介護に係る介護保険料（40歳以上65歳未満の方が対象）があります。保険料は、次の①・②のうちいずれか少ない額に、短期・介護の保険料率を乗じて算出します。

また、払込方法は「月払い」「半年払い」「年払い（年度単位）」の3通りがあり、半年払いと年払いには「前納割引制度」が適用されます。

なお、申出者ごとの保険料については、「振込依頼書」を送付する際に、調定計算の結果を表記した「任意継続掛金計算書」を同封いたしますのでご確認ください。

**【任意継続組合員の保険料の算定方法】**…以下(1)(2)の「合計額」が1か月分の掛金となります。

#### ① 退職時のご自身の標準報酬月額

#### ② 令和6年9月30日の全組合員の標準報酬の月額平均額を標準報酬等級表に当てはめた額

(参考：令和6年9月30日の平均標準報酬月額の見込み 320,000円<sup>※1</sup>)

$$(1) \text{短期保険料(月額)}^{*2} = \text{「①・②のいずれか少ない額」} \times \text{「令和7年度短期保険料率}^{*1}\text{」}$$

(参考：令和6年度は104/1,000)

$$(2) \text{介護保険料(月額)}^{*2} = \text{「①・②のいずれか少ない額」} \times \text{「令和7年度介護保険料率}^{*1}\text{」}$$

(参考：令和6年度は16.88/1,000)

※1 令和6年9月30日の平均標準報酬月額及び令和7年度の短期・介護保険料率は3月上旬頃決定します。

※2 被扶養者の有無にかかわらず、上記の算定額が保険料となります。

＜参考＞ 「標準報酬月額 320,000円」、「令和6年度の掛金率」による計算例

(1) 短期任意継続掛金(月額)：33,280円

(2) 介護任意継続掛金(月額)：5,401円

(3) 合計任意継続掛金(月額)：(1) + (2) = **38,681円**

	年間払込金額	毎月払いと比較した割引額
毎月払い (前納割引無し)	464,172円 (各月 38,681円×12月)	—
半年前納払い (前納割引あり)	459,651円 (4月～9月分：230,201円、 10月～翌年3月分：229,450円)	年4,521円の割引
1年前納払い (前納割引あり)	455,931円	年8,241円の割引

(備考)

上記以外の標準報酬月額に対応する任意継続掛金額については、別表「令和6年度 任意継続掛金早見表」をご参照ください。

前納期間中に任意継続組合員資格を喪失することとなった場合は、未経過期間の掛金を後日還付させていただきます。

### 3.国民年金への加入について

任意継続組合員には、年金制度上の適用がありません。

60歳未満で退職したときは、60歳になるまで国民年金に加入する必要があります。お住まいの市町村の市役所または町村役場の国民年金担当窓口で国民年金の加入手続きを行ってください。

また、在職中に60歳未満の配偶者を被扶養者としていた場合、退職に伴い「国民年金第3号被保険者」の資格がなくなります（「国民年金の第1号被保険者」となる）ので、配偶者の国民年金の加入手続きを行ってください。

### 4.被扶養者の取り扱いについて

在職中に認定されていた被扶養者につきましては任意継続組合員の資格取得後も引き続き被扶養者となります。

ただし、被扶養者の有効期限が以下の状況にある方につきましては、以下の契機にて「継続認定の申告」又は「取消の申告」が必要となります。

また、有効期限内であっても、主たる生計維持者の変更や就職等、被扶養者としての要件を欠くに至った場合は、必ず「取消の申告」を行ってください。

#### (1)「有効期限」が組合員の「退職日と同日」の方

##### ① その後も継続して被扶養者として認定を受ける場合

被扶養者の「継続認定の申告」が必ず必要になりますので、令和7年5月1日(木)(必着)までに「被扶養者申告書（継続）」及び「必要書類等」を提出してください。

なお、退職前（3月中）に手続きを行うことができますのでお早目の手続きをお願いいたします（退職前は所属所経由で手続きが可能です）。

##### ② 有効期限をもって被扶養者を取消する場合（4月1日付けで就職する場合等）

被扶養者の「取消の申告」が必ず必要になりますので、令和7年4月1日以後速やかに「被扶養者申告書（取消）」及び「必要書類等」を提出（郵送等）してください。

#### (2)「有効期限」が組合員の「退職日以降」の方

任意継続組合員資格取得時には、その方の「任意継続組合員被扶養者証」は発行されます。

有効期限内であっても、主たる生計維持者の変更や就職等、被扶養者としての要件を欠くに至った場合は、必ず「取消の申告」を行ってください。

なお、「有効期限の前月」となった場合、当組合より手続きの案内を通知いたしますので必ず手続きをお取りください。

【お問合せ先】

担当：年金課 調定担当・資格担当

TEL 055-232-7311

# 任意継続組合員資格取得申出書

No. \_\_\_\_\_

退職時の 記号番号	—	退職時の 所属所名	
フリガナ		生年月日、性別及び年齢	昭和 年 月 日 平成 ( 才 )
氏名			男・女
組合員資格 取得年月日	昭和 平成 令和 年 月 日	退職 年月日	令和 年 月 日
住所	〒 —		資格確認書 発行要否 <input type="checkbox"/>
電話番号	( )		
退職時の短期給付に 係る標準報酬月額	円	備考	
掛金払込方法  該当するものに○を附してください。	1. 毎月納付する。 2. 6ヶ月ごと前納する。(4月～9月、10月～翌年3月まで) 3. 12ヶ月ごと前納する。(4月～翌年3月まで) (注) 年度中途の加入の場合は、上記2又は3の残存月数が前納の月数になります。		
上記のとおり、地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の適用を受けたいので申し出ます。 山梨県市町村職員共済組合理事長 殿 令和 年 月 日 申出者氏名			

- (注) 1. 当該申出は、退職の日を基準として20日以内に行ってください。  
 2. 退職時に認定されていた被扶養者に異動(認定・取消等)がある場合のみ「被扶養者申告書」を提出してください。  
 3. 初めて払い込むべき任意継続掛金は、退職の日から起算して20日までに共済組合に払い込んでください。また、それ以降の任意継続掛金については、任意継続組合員の資格を継続しようとする月の前月の末日までに共済組合に払い込んでください。  
 4. 電話番号は必ず連絡がとれる番号を記入してください。  
 5. 任意継続掛金の払込方法において、2または3の前納による払込を選択した場合には、割引が適用された掛金となります。

### 【共済組合使用欄】

組合員証	整理簿	調定	電算機
/			/

【記入要領】

任意継続組合員資格取得申出書

No.

退職時の 記号番号	999 - 99999	退職時の 所属所名	〇〇市	
フリガナ	キョウサイ タロウ	生年月日、性 別及び年齢	昭和 41 年 12 月 1 日 平成 ( 58 才 )	男
氏名	共済 太郎	退職 年月日	令和 7 年 3 月 31 日	
組合員資格 取得年月日	昭和 平成 4 年 4 月 1 日 令和	退職 年月日	令和 7 年 3 月 31 日	
住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〇〇県 〇〇市 〇〇 〇-〇〇-〇〇		資格確認書 発行要否	発行が必要 <input type="checkbox"/>
電話番号	〇〇〇 ( 〇〇〇 ) 〇〇〇〇			
退職時の短期給付に 係る標準報酬月額	〇〇〇, 〇〇〇 円	備考		
掛金払込方法  該当するものに○を 付けてください。	1. 毎月納付する。 2. 6ヶ月ごと前納する。(4月～9月、10月～翌年3月まで) 3. 12ヶ月ごと前納する。(4月～翌年3月まで) (注) 年度中途の加入の場合は、上記2又は3の残存月数が前納 の月数になります。			
上記のとおり、地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の適用を受けたい ので申し出ます。 山梨県市町村職員共済組合理事長 殿 令和 7 年 〇 月 〇〇 日 申出者氏名 共済 太郎				

- ① 組合員証の記号番号・所属機関名(市町村・一部事務組合)・氏名・生年月日・性別・年齢をそれぞれ記入してください。
- ② 組合員の資格取得年月日と退職年月日をそれぞれ記入してください。住所を記入してください。
- ③ マイナ保険証をお持ちでない場合は、資格確認書発行要否欄の口にレ点を記入してください。
- ④ 電話番号を記入してください。
- ⑤ 退職時の短期給付に係る標準報酬月額を記入してください。
- ⑥ 掛金の払込方法を、毎月ごと・6ヶ月ごと・12ヶ月ごとの3つからひとつ選んで○をつけてください。
- ⑦ 申出年月日(退職の日を基準として20日以内の日を記入してください。)と組合員の氏名を記入してください。

- (注) 1. 当該申出は、退職の日を基準として20日以内に行ってください。  
 2. 退職時に認定されていた被扶養者に異動(認定・取消等)がある場合のみ「被扶養者申告書」を提出してください。  
 3. 初めて払い込むべき任意継続掛金は、退職の日から起算して20日までに共済組合に払い込んでください。また、それ以降の任意継続掛金については、任意継続組合員の資格を継続しようとする月の前月の末日までに共済組合に払い込んでください。  
 4. 電話番号は必ず連絡がとれる番号を記入してください。  
 5. 任意継続掛金の払込方法において、2または3の前納による払込を選択した場合には、割引が適用された掛金となります。

【共済組合使用欄】

組合員証	整理簿	調定	電算機
/			/

(R6.12)

## ～大切なお知らせ～

### 令和7年4月以降「任意継続組合員となる予定の方へ」 令和7年4月1日から振込手数料が発生します

組合員の皆さまや所属所が「山梨中央銀行を通して」共済組合へ振込みを行う際の振込手数料は、共済組合の指定金融機関である山梨中央銀行との申し合わせにより、現在は無料となっております。

しかしながら、山梨中央銀行より振込手数料の負担を求められ協議を重ねてまいりましたが、令和7年4月1日から振込手数料の負担が避けられないこととなりました。

このため、**令和7年4月1日以降**、任意継続組合員の皆さまから共済組合へ「**振込依頼書**」を使用して掛金の振込み（送金）を行う際は、**所定の「振込手数料」の負担が必ず発生**いたします。

特に、任意継続組合員の掛金払込方法で「毎月納付する。」を選択する方は令和7年4月1日以降、毎月の振込のたびに振込手数料がかかることとなりますので、掛金払込方法を選択される際は、この点も考慮してくださるようお願いいたします。

また、掛金払込方法で「6ヶ月ごと前納する。（半年払い）」または「12ヶ月ごと前納する。（年払い）」を選択し掛金を納付していただいた場合で、前納期間中に任意継続組合員資格を喪失することとなった場合は、未経過期間の掛金を後日還付させていただきます。何卒ご理解、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

おって、インターネットバンキング等をご利用いただくことで振込手数料が無料または少額となる場合もございます。その際は、「振込先口座情報」及び「振込金額」をお間違いないようご注意ください振込手続きをおとりくださいますようお願いいたします。

担 当：年金課 調定担当  
T E L：055-232-7311

## ◆令和6年度 任意継続掛金早見表◆ (任意継続組員資格取得月が4月の場合)

報酬月額 (円)	等級	標準報酬月額 (千円)	①毎月払い				②半年前納払い					③1年前納払い				
			短期掛金	介護掛金	毎月合計	年間合計	前期短期掛金	前期介護掛金	前期合計 (4月～9月)	後期短期掛金	後期介護掛金	後期合計 (10月～翌年3月)	年間合計	短期掛金	介護掛金	年間合計
			104%	16.88%			104%	16.88%		104%	16.88%			104%	16.88%	
円以上 ～ 円未満																
0 ～ 63,000	1級	58	6,032	979	7,011	84,132	35,898	5,826	41,724	35,781	5,807	41,588	83,312	71,099	11,539	82,638
63,000 ～ 73,000	2級	68	7,072	1,147	8,219	98,628	42,087	6,826	48,913	41,950	6,804	48,754	97,667	83,357	13,520	96,877
73,000 ～ 83,000	3級	78	8,112	1,316	9,428	113,136	48,277	7,832	56,109	48,119	7,806	55,925	112,034	95,616	15,512	111,128
83,000 ～ 93,000	4級	88	9,152	1,485	10,637	127,644	54,466	8,838	63,304	54,288	8,809	63,097	126,401	107,874	17,504	125,378
93,000 ～ 101,000	5級	98	10,192	1,654	11,846	142,152	60,655	9,843	70,498	60,457	9,811	70,268	140,766	120,133	19,496	139,629
101,000 ～ 107,000	6級	104	10,816	1,755	12,571	150,852	64,369	10,444	74,813	64,159	10,410	74,569	149,382	127,488	20,686	148,174
107,000 ～ 114,000	7級	110	11,440	1,856	13,296	159,552	68,082	11,046	79,128	67,860	11,010	78,870	157,998	134,843	21,877	156,720
114,000 ～ 122,000	8級	118	12,272	1,991	14,263	171,156	73,034	11,849	84,883	72,796	11,810	84,606	169,489	144,650	23,468	168,118
122,000 ～ 130,000	9級	126	13,104	2,126	15,230	182,760	77,985	12,652	90,637	77,731	12,611	90,342	180,979	154,456	25,059	179,515
130,000 ～ 138,000	10級	134	13,936	2,261	16,197	194,364	82,937	13,456	96,393	82,666	13,412	96,078	192,471	164,263	26,650	190,913
138,000 ～ 146,000	11級	142	14,768	2,396	17,164	205,968	87,888	14,259	102,147	87,602	14,213	101,815	203,962	174,070	28,242	202,312
146,000 ～ 155,000	12級	150	15,600	2,532	18,132	217,584	92,840	15,069	107,909	92,537	15,019	107,556	215,465	183,877	29,845	213,722
155,000 ～ 165,000	13級	160	16,640	2,700	19,340	232,080	99,029	16,068	115,097	98,706	16,016	114,722	229,819	196,135	31,825	227,960
165,000 ～ 175,000	14級	170	17,680	2,869	20,549	246,588	105,218	17,074	122,292	104,875	17,018	121,893	244,185	208,394	33,817	242,211
175,000 ～ 185,000	15級	180	18,720	3,038	21,758	261,096	111,408	18,080	129,488	111,044	18,021	129,065	258,553	220,652	35,809	256,461
185,000 ～ 195,000	16級	190	19,760	3,207	22,967	275,604	117,597	19,086	136,683	117,213	19,023	136,236	272,919	232,910	37,801	270,711
195,000 ～ 210,000	17級	200	20,800	3,376	24,176	290,112	123,786	20,091	143,877	123,382	20,026	143,408	287,285	245,169	39,793	284,962
210,000 ～ 230,000	18級	220	22,880	3,713	26,593	319,116	136,165	22,097	158,262	135,721	22,025	157,746	316,008	269,686	43,765	313,451
230,000 ～ 250,000	19級	240	24,960	4,051	29,011	348,132	148,544	24,109	172,653	148,059	24,030	172,089	344,742	294,203	47,749	341,952
250,000 ～ 270,000	20級	260	27,040	4,388	31,428	377,136	160,922	26,114	187,036	160,397	26,029	186,426	373,462	318,719	51,721	370,440
270,000 ～ 290,000	21級	280	29,120	4,726	33,846	406,152	173,301	28,126	201,427	172,735	28,034	200,769	402,196	343,236	55,705	398,941
290,000 ～ 310,000	22級	300	31,200	5,064	36,264	435,168	185,680	30,137	215,817	185,074	30,039	215,113	430,930	367,753	59,689	427,442
310,000 ～ 330,000	23級	320	33,280	5,401	38,681	464,172	198,058	32,143	230,201	197,412	32,038	229,450	459,651	392,270	63,661	455,931

(注1) 介護掛金の対象者は、40歳以上65歳未満の組員です。

(注2) 任意継続掛金の基準となる標準報酬月額の上限は23級320,000円で算定しています。